

と う 闘 華

発 行:ユニオン東京合同

発行人:三角 忠

東京都千代田区三崎町 2-17-8 皆川ビル 301 朔気付

TEL&FAX 03-3262-4440

メール info@union-tg.org

ホームページ <http://www.union-tg.org/utg/>

郵便振替 00110-8-120661

解雇撤回を実現しよう！

2016年12月23日、組合は第16回大会を開催し、2017年の闘いを展望した。各分会の解雇撤回を本当に実現させること、2017年は勝負の年になることが、その核心である。世界はトランプの登場で、激しく動く。労働者階級の闘いは激化せざるを得ない。激戦激闘に勝ち抜くには、しっかりと世界の情勢を見、闘いの地歩を固め、絶対に勝利する執念も必要である。闘って勝利しよう。

新春アピール

2017年1月

執行委員長 三角 忠

闘春 昨年2016年は戦争と改憲に突き進む安倍政権が暴走した一年でした。沖縄辺野古基地新設・高江のヘリパッド建設が強行され、「日米同盟の堅持」を全面的に押し立てた軍事国家の暴走は、一昨年9月の戦争法成立によって陸上自衛隊に「かけつけ警固」という「新任務を付与」して「殺し殺される」という現地での銃器使用が始まったのです。

一方、「アベノミクス」という「経済政策」を相変わらず掲げていますが、アメリカ新大統領トランプの「離脱宣言」に関わらず、環太平洋連携協定(TPP)にしがみつき、外国籍企業の支配のもとで、農産物、医療、保険、労働が圧迫され、三里塚では農地法を使った「農地取り上げ」を司法が全面的にバックアップしています。所詮、国鉄分割民営化以降の新自由主義路線の行き着く先は、非正規職・外注化によって正規職ですら職場の労働環境の極限までの悪化に追いやられるのです。電通女性社員の過労死自殺は氷山の一角であり、労働者の分断を許さず労働組合が闘わなければなりません。

治安弾圧の強化は新自由主義政策の一環です。かねて国会で三度の廃案になった共謀罪が年明け政府は「テロ等組織犯罪準備罪」と名前を変えて、1月末から国会に提出する意向である。懲役・禁固4年以上の676に及ぶ犯罪を対象にしている。監視国家を成立させ、労働組合の話し合いにも「共謀」の網をかけ、事前に弾圧することが可能になるのである。

しかし、こうした全世界をおおう新自由主義の嵐に抗して、直接的には「パク・クネ」退陣を求める、韓国民主労総のゼネストを中核にした「労働解放」の闘いがついに数

百万人の労働者・民衆の決起を呼び起こしています。その中で朝鮮半島の民族分断を加速させるザサード(米軍超高々度迎撃ミサイル)にも反対する闘いが起こり、一昨年末「慰安婦問題の『不可逆的解決』」と、朝鮮人慰安婦を歴史上から抹殺しようとする「安倍・パク・クネ合意」の破棄を求め、新に釜山に少女像が設置されたのである。

このように「労働者の生きる権利」を軸に闘う韓国だけに止まりません。フランスでも学生を中心に叛乱の火の手があがり、自らの利権で、シリア空爆をつづけている米・露の対立は中東民衆にとっては強大国の利益の分け前争いにしか過ぎないのです。

ユニオン東京合同は東京の極小さな合同労組ですが、上に挙げた闘いに原点を踏まえ、なによりも「一人の首切りも許さない」闘いを頑強に闘い抜いています。

2001年から「外資の解雇やり得を許さず」二度にわたる労働委員会の敗北にもめげず、現場実力闘争を軸にブリタニカ分会は本年16年目の闘いに突入します。「全日本手をつなぐ育成会」の全国事務局移転、全員解雇に抗して育成会分会は闘っています。

こうした組合つぶしの攻撃に対して、育成会分会を先頭に組合の総力を挙げて闘った結果「解雇無効地位確認」裁判の場に、久保厚子本人を引っ張り出すことになりました。詳しくは3～5面に記述してありますが、「解雇撤回闘争」が組合の団結の基本であることを原則として闘って来た成果に確信を持ち闘い続けることが大事です。出版産別に根を下ろした山田書院闘争も組合が支援する大事な戦いの一つです。

2017年全世界の激動と結びつくユニオン東京合同の闘いをさらに強化することを宣言して、新春のアピールとします。

◆第16回定期大会◆

2016年12月23日、13時30分より、組合第16回定期大会が開催された。

議事に先立って、なんぶユニオンの代表からあいさつを受けた。「これまで労働相談をメインにして活動し、かなりの数の労働問題を解決してきた。労働委員会、家裁など様々なケースがあったが、闘う労働者の結集と組織化が大きな課題だ」と報告された。次に地域の闘う労働組合があいさつをした。「この間の闘いのなかでの攻防を報告し、組合員全員が現場闘争に力を入れていこうという決意でいる、共に闘おう」と、発言した。

続いてメッセージ紹介があり、大会議長から、動労千葉・動労水戸・ス労自主・南部交流会・福岡合同労組・全日本建設運輸連帯労組関西生コン支部などからのメッセージが紹介され、全員の拍手で確認した。

議事に入り、第1号議案につき、議案書に添った提起があったのち、分会報告があった。ブリタニカ分会当該が、1年間の活動報告を行った。現場闘争として、ほぼ毎月の社前情宣および、団交要求行動を行った。闘争15年にしてはじめて分会会議を2回持つことができ、そのなかで、現場闘争をしっかりと闘い、団交で争議を解決するよう、ブリタニカ・ジャパン小槌社長に迫る闘いを追及する。そのためにもこれまでの闘いの総括をしっかりと行い、ブリタニカ・ジャパンの徹底調査を行うことが必要である、と決意表明した。

次に、育成会分会当該から、いよいよ久保厚子（全日本育成会元理事長/育成会連合会会長）を証人として引っ張り出したことが報告された。これまでの闘いとして、調査・労働委員会闘争・裁判闘争・各地情宣・団交要求・分会ニュースの発行など、多岐にわたって闘ってきたことのなかでの重要な焦点である。中労委で勝ち取った団交誠実応諾命令に対する使用者側からの行訴は却下され勝利している（使用者側は控訴）。この内容をも最大限活用し、労働委員会・解雇無効裁判に勝利する。来年も必要があれば全国のどこであろうと情宣活動を行い、裁判・労働委員会闘争のグレードをあげ、解雇撤回を勝ち取る勝利の年とする、と決意表明した。

山田書院闘争当該から、闘争の最近の状況として、社長山田実死亡後、社長夫人であり役員でもある山田夫美枝に対し、コンタクトを試みたが、山田夫美枝は貝のように閉じこもり、全く応答しない状況が続いていることが報告され、今後も争議解決の決断を迫る闘いを続ける

との決意が表明された。

第2号議案：決算報告、3号議案：予算報告、4号議案：規約改正案の提起があった。4号議案採択の後、休憩に入り、そののちに、質疑応答に入った。大会議長から、議案書第1号、および2号、3号議案に対し一括採択が提案された。採択の結果議案書、決算・予算は採択された。スト権投票があり、スト権は成立した。

大会議長から、本部役員の立候補および推薦受付があり、そののちに投票に入った。参加組合員の直接無記名投票が行われ、新役員が決まった。三角執行委員長が代表して決意表明した。

大会議長より大会の幕を閉じるにあたり一言挨拶があり、司会が閉会の辞を述べた。団結ガンバローを行い、5時10分に終了し、交流会へ移った。交流会は大いに盛り上がった。

◆ブリタニカ分会◆

11月24日の団交開催要求に対してブリタニカ・ジャパンは何の応答もなく、組合無視を続けた。このような会社に対しては不断の現場闘争で返していく方針の下、12月15日に社前情宣および12月22日を開催日とする団交開催要求を行った。しかし、これまでと同様に会社側は完全無視、応答なしである。

当日は事情により、午後1時からの開始となったが、社前は昼休み時間を過ぎると人通りが少なくなる。ブリタニカ・ジャパンの昼休みは12時半から13時半である。情宣行動の準備をしている最中に岡野社員が2人の女性同僚と昼食に出てきた。日本ブリタニカからそのままブリタニカ・ジャパンに移って社員となった者だ。この存在は日本ブリタニカとブリタニカ・ジャパンの関係性を如実に表している。組合は当然労働委員会での点についても主張したが、完全に無視された経緯がある。

マイク情宣でブリタニカ資本の340名不当解雇の実態、労働委員会の、およそ労働者を擁護する基本的立場とはかけ離れた現在の実態などを、地域の労働者・住民に訴え、不当解雇に泣き寝入りはしない、外資企業的大量解雇のやり得を許さない闘いに支援を訴えた。この日も小槌社長は「不在」、原尻労務担当も「不在」との応答であった。今後組合は、この会社側の「無視」を突破する闘いを組んでいく決意をもって1時間の情宣行動を終わった。

■■手をつなぐ育成会分会■■

12月26日 都労委 第17回調査

前回、第16回目の11月7日の調査では、育成会連合会が調査の当日に準備書面(7)を提出しました。育成会連合会は、これまでの主張の整理を行うこととなっていました。ほとんどこれまでの主張と類似したものをリライトしてきたという感じでした。細かな言い換えなど微妙なリライトで、これまでの組合の認否・反論をそらしたりしていますので、本来はまたもう一度、最初から認否・反論が必要にもなります。組合は、そうした煩雑な作業に時間をとられては、調査のロスタイムになるため、認否・反論を留保したうえで、次に進むことにしました。

ところが、育成会連合会の準備書面(7)のその最後のページには「6. 以上を踏まえた上での反論・主張等」として「次回準備書面において行う」と書いてあったため、公益委員らは、育成会連合会から反論が出るのであれば、それを次回出されるのを待ち、それを含めて争点整理に入るということとなったのです。

ところで、育成会連合会は書面の提出が調査の1週間前までの約束が守れないことが連続しており、また調査の当日に提出などというのは全く調査に臨む態度ではないということで、育成会連合会からの次回の書面提出は11月30日まで、と強く言い渡してありました。

しかし、危惧した通り11月30日までに育成会連合会から準備書面は届かず、結局12月14日の提出となりましたが、準備書面(7)を踏まえて組合の主張への反論・主張を行うとしていたはずが、届いた準備書面(8)では、法的主張に関して「使用者性の承継はあり得ないこと」を強調してきたものの、予告までしていた認否・反論・主張はどうしてしまったのか、ほとんど見当たらず、一体何に時間を費やしたのか不思議に思われるものでした。

12月26日の調査で、組合は、一連の被申立人準備書面(全日本育成会(7)、育成会連合会(7)、(8))に対し、組合としては、認否反論をすることについては一旦留保するが、被申立人両会への組合への認否・反論に留保があるのか、どうか。さらに、被申立人両会相互間での認否はしないのか、という確認をしました。

公益委員がそうした問い合わせを被申立人にしたところ、被申立人両会とも組合への認否・反論について留保はなく、被申立人相互間での認否・反論もなし、ということであったのです。

ここで組合側の一部留保を除き、大まかな論点をまとめる時期となり、委員から本件の整理として争点案として4点が出され、組合も被申立人両会も持ち帰り検討すること

となりました。

今回は、裁判の証人調べなどを考慮して、2月16日の調査となりました。それまでに、争点案について、組合、被申立人は検討しておいて、口頭でもかまわないが意見を出すことになりました。

現在、解雇無効裁判における3月8日の証人尋問にむかって、作業を進めているなかで、基本的な解雇問題の整理も進みますので、それを踏まえて争点について主張を行う予定です。

緊急特集 その2

解雇無効地位確認裁判育成会事件

3・8証人調べ緊急特集パート1

育成会事件 解雇無効確認裁判3月8日の証人尋問にむけて。

裁判・労働委員会・現場闘争と、育成会分会は、全日本育成会の行った解雇は絶対に無効であるという信念で、これまでの証拠や、全日本育成会・育成会連合会の準備書面を見直し、2年も裁判や労働委員会をやっている間に被告両会が、それぞれ認めている証拠などを整理する作業を進めてきました。

そうしたところ、ついに重要なポイントをつかみました。これまでも目にしていましたが、その証拠が提出されたときは、まだほかの証拠がそろってなくて、どれがポイントになるか不確定的であったのですが、2年もやってきて、被告それぞれの主張や、またこだわっていることや、隠していることなどを並べてみたら、核心的なことが見えてきました。それは、彼ら自身が自分の言葉で法人格の変更であることを語っていること。しかし、それを用心深く、労働者には隠してきたこと、です。

それに、踏まえて、この裁判や労働委員会の闘いを見ていくときのポイントを確認します。

ポイント1.

全日本育成会と育成会連合会は、別の団体か、法人格の変更である同一団体か。

ポイント2.

全日本育成会と育成会連合会は、事業における連続性・継承性はあるか。

ポイント3.

全日本育成会と育成会連合会は、会員システム等組織の実体の連続性はあるか。

ポイント4.

違法で、不当な解雇か。不当労働行為の意思による解雇か。

緊急特集 その2 解雇無効地位確認裁判育成会事件3・8証人調べ緊急特集パート2

全日本育成会と育成会連合会は、どちらも「別の団体」だと主張していたはずなのに、「全国手をつなぐ育成会連合会設立発足準備会」の準備・開催・レジュメも、両会がどちらも「自分らが行った」と言っているのです。

2014年5月23日の全国手をつなぐ育成会連合会設立発足準備会をめぐる動きとレジュメ（丙1号証）について

丙1号証1ページ「2 (1) 2) 組織」には、「総会（旧評議員会）」「役員会（旧理事会）」としてあり、「全日本育成会の評議員会」が「育成会連合会の総会」に「全日本育成会の理事会」が「育成会連合会の役員会」に、移行したものとしている記載がある。

全日本手をつなぐ育成会

2015年11月4日 準備書面（6） 12～13ページ

「久保理事長と田中田中常務は4月から5月にかけて、以下のとおり全国の各ブロック会議に出向き、新たな連合体の構想について、各ブロックの正会員と意見交換を行った。・・・（中略）・・・田中常務理事らは、5月23日に予定された新たな連合体の設立発足準備会において、被申立人全日本育成会の正会員である都道府県・政令指定都市の育成会である56団体に対して、設立発足準備会に向けて、上記の意見交換した内容をまとめた資料（丙1）を提出することとした。」

全国手をつなぐ育成会連合会

2014年12月18日 準備書面（1） 7ページ

2016年11月7日 準備書面（7）4～5ページに類似（・微修正）の記載あり

被申立人全日本育成会が社会福祉法人格を返上する方針となって以降も・・・（中略）・・・同運動を絶やさぬよう、全国の都道府県・政令指定都市育成会の間で、同運動を行う連合体（運動体）の形成が模索され、その準備が進められた。そして、新たな育成会運動の担い手となる活動団体を設立すべく、5月23日に、全国手をつなぐ育成会連合会設立発足準備会が開催されることになり、正式な団体発足に向けての準備が本格化していった。・・・（中略）・・・5月23日に、発足準備会が開催され、「全国手をつなぐ育成会連合会（当時は仮称）の設立に向けて、その組織化や設立後の運営体制、事業計画、予算の見通し等が検討された。・・・（中略）・・・（以上につき、丙1）。

2014年12月26日 証拠説明書 丙1号証についての記載

作成者：全国手をつなぐ育成会連合会設立発足準備会

立証趣旨：2014年5月23日に開催された全国手をつなぐ育成会連合会設立発足準備会の概要

上記双方の各記載から言えることは、
「全日本育成会の久保理事長・田中常務理事らがまとめた資料によって、育成会連合会の組織化や運営体制、事業計画、予算の見通し等が検討された」ということである。

緊急特集 その2 解雇無効地位確認裁判育成会事件3・8証人調べ緊急特集 パート3

全日本育成会と育成会連合会は、外部に対して「別団体」と言い訳しながら
内部では全日本育成会の「法人格の変更」で、法人格は違えど「同じ団体」であることを確認しているのです。

	2014年3月20日 ・全日本育成会評議員会・ 理事会	2014年5月23日 ・全日本育成会評議員会・理事会 ・「全国手をつなぐ育成会設立 発足準備会」	2014年6月1日 全国手をつなぐ育成会連合会設立 (規約上設立)
公開していたこと	<ul style="list-style-type: none"> ① 社会福祉法人格の「返上」する。56正会員で、新たに組織を構築する。 ② 会長と事務局は置くが、人は雇用しない。 ③ 事業は整理・再統合するが、正会員で割り振り、手弁当でやる。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 社会福祉法人の解散が決議された。 ② 全日本育成会の三役が連合会の役員に就任することになったが、「スライド」ではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 滋賀県育成会内に全国手をつなぐ育成会連合会の事務所が開設された。 ② 育成会連合会は、全日本育成会とは別個の団体で、組織も、事業も、会員も承継していない。 ③ 賛助会員も自動更新などしていない。 ④ 職員を誰一人雇用していない。 ⑤ 連合会の英語の名称も、引き続き「Inclusion Japan」であるが、これは全日本育成会の固有名詞ではないので、使っても、同じ団体であることを示さない。
公開していなかったこと	<ul style="list-style-type: none"> ① 「返上」という言い方に、法人格の変更の意味を含んでいたが、新たな連合会は暫定組織という位置づけであった。 ② 社会福祉事業の廃止を決議するが、職員を全員解雇することや、事務所を移転すること、社会福祉事業以外の事業は継承することなど含んでいるが、そのことは社会的に公表しなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 全日本育成会の評議員会・理事会では、今後の連合会での体制についても意見が交わされていた。 ② 全日本育成会の残余財産の行先は、滋賀県の久保理事長の地元の社会福祉法人しが夢翔会と決議された。 ③ 「全国手をつなぐ育成会連合会設立発足準備会」が全日本育成会の評議員会・理事会と同じ会場で開か、全日本育成会の三役が連合会では、継続することを決めた。 ④ 全日本育成会の三役が、育成会連合会で続投する(スライド)を決めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 滋賀県育成会内に設置された育成会連合会の事務局の業務の基本内容は、比べてみたらほとんど同じであった。 ② 会員管理の業務を連合会の「分室」として、滋賀県育成会から、久保厚子氏が理事長を務める滋賀県の社会福祉法人しが夢翔会に業務委託。 ③ 機関誌「手をつなぐ」の作業は日本発達障害連盟に業務委託したとしていたが、実は全日本育成会元職員が切れ目なく従事していた。 ④ 「New Inclusion Japan」と変更した固有名詞として使っていた。

解雇無効地位確認裁判育成会事件 3・8証人調べ緊急特集 パート4

久保・三上証人尋問の焦点（1）

	事実	全日本育成会・育成会連合会の主張
全日本育成会と育成会連合会の関係	<p>2014年3月20日。</p> <p>全日本育成会の評議員会・理事会で決定したことは「法人格の変更」のために、社会福祉法人格の「返上」を行う、ということだった。</p> <p>全日本育成会の方針は、解散・消滅ではなく、団体の「組織変更」だったのです。</p>	<p>これまでの、全日本育成会の説明は、2014年5月31日に解散し、清算法人となる。</p> <p>育成会連合会は、5月23日に設立発足準備会を立ち上げ、7月24日に設立した団体。</p> <p>両方の会が、「別団体」を主張していた。</p>
職員への説明	<p>① 職員2名から全日本育成会久保理事長に、不明な点を質問書として2014年4月9日から、6回にわたり出したが、久保理事長は解雇に関係することには回答するが、今後における事業の部分は「回答の必要を認めない」として回答しなかった。</p> <p>② 2014年3月20日の理事会・評議員会への説明した資料が職員への配布用のものでは改ざんされて、「法人格の変更」として「組織形態の変更」を行うことを隠蔽していた。</p>	<p>① 社会福祉法人格の「返上」・事務所閉鎖・労働者の解雇に関する説明は、2月25日の職員会議での評議員や理事に説明したことと、職員に示した証拠も同じである。</p> <p>② 3月25日の資料については、評議員会や、理事会での配布物と同じであるか、回答していない。</p>
解雇する理由はごまかしだった	<p>全日本育成会は職員への説明で、「社会福祉法人の返上、事務所閉鎖、労働者を解雇する」という流れで説明しました。</p> <p>ところが、事実は団体の「組織変更」で、「事業は継承する」という方針だったのですから、その通り職員に説明すればよかったことです。</p> <p>ところが、全日本育成会は、組合を排除したいという不当労働行為意思から、事務所閉鎖の場合であれば、いろいろな条件を問われなくて労働者を全員解雇できるという法理の悪用を行ったのでした。</p>	
解雇は無効の理由	<p>「法人格の変更」で事業所を閉鎖するときは、整理解雇法理の4要件が厳しく問われることとなります。①人員削減の必要性 ②解雇回避努力を尽くしたか ③被解雇者の選定の合理性、④解雇手続き（ウソの説明はダメ。労働組合との団交での誠実な説明などが求められる）の妥当性を問われることとなります。また、不当労働行為意思により解雇した場合については、社会福祉法人の解散が有効である場合でも、解雇は無効となります。</p>	

共謀罪の上程阻止へ起ち上がろう

三度の廃案にもめげず、性懲りもなく 今国会に上程しようとしている「共謀罪」。そのなまえが暗いことを念頭に「テロ等組織犯罪準備罪」に変えて日弁連などの反対を少しでも和らげようとしてのこの命名だ。

2001年ニューヨークツインタワービル航空機激突事件から始った「イスラムはテロリスト」というレッテル張りでアフガン、中東イラクへの無差別爆撃をくり返して来た。一昨年秋、パリ爆破事件で「これは戦争」だと絶叫したフランスオランド大統領が「テロ対策」を加速した。

政府が念頭に置いているのは2020年の東京オリンピックの「テロ対策」だ。そのためには国連が2000年に採択した国際組織犯罪防止条約の締結が不可欠で、その要件として共謀罪などの法整備が必要と主張している。

だが、日弁連も指摘しているが、国際組織犯罪条約の締結に名を借りて、必要もない「共謀罪」を新設する狙いがどこにあるのか。

国が特別秘密保護法を2014年強行成立させる一方、マイナンバー制度とも連動し、個人情報をも国が洗いざらい管理・統制しようとするに重大な関心を向けなければならない。

以前国会に上程していた共謀罪法案を今度の提案では、懲役・禁固4年以上の犯罪に大きく拡大している。ごくありふれた「窃盗」などもこれに入る。

安倍政権は朝鮮半島に重大な危険をもたらす日米韓の合同軍事演習にたびたび自衛隊を参加させている。尖閣諸島（魚釣島）は言うに及ばず、沖縄先島の自衛隊配備を現実に進めている。

共謀罪はこうした戦争・侵略政策に不可欠のものとなっている。だから共謀罪の成立を阻止することが、安倍政権の戦争政策に痛打を浴びせるものになる。

「名前を変えても共謀罪」を合言葉に国会上程阻止闘争に起ち上がろう。(M)

市東さんの農地を守ろう！

昨年10月25日、最高裁はNAA（空港会社）が起こした農地法を使った「農地取上げ」高裁判決を維持し、市東さんの上告を「受理せず」とした。門前払いの決定である。

この最高裁決定が先行していた「耕作権裁判」での取り上げる農地の間違い、偽造契約書の存在、さらには明渡しの中に入っている「やぐら」が反対同盟所有物であることをNAAが認めて「新やぐら裁判」が新に進行しているにもかかわらず、それらの矛盾にフタをしたまま上告棄却を強行したのである。

だが、先任の岸裁判長が命じた「文書提出命令」をかたくなに拒否したNAAは、新任の内田裁判長が「新やぐら裁判」を継続することに打撃を受けている。加えて、5年前、成田治安法によって封鎖処分を受けて実際に使用できなくなっていた現闘本部の「明渡し収去」処分とは違って、千葉地裁が「請求異議」申立てを受け、本年3日千葉地裁で第一回口頭弁論が開始される。執行申立てに対しても2月14日「審尋」が始まる。

NAAは先日市東さんに、自主的に明渡しすれば「離作補償」も考えてよい旨の文書を送って来た。盗人猛々しいとはこのことだ。

しかし市東さんをはじめ反対同盟は、闘う弁護団と緊密に連絡を取りながら、こうした司法上の対抗手段を組み立てる一方あくまで現地に、巨万の労働者民衆を呼び寄せ、兄の力を原動力として「農地取上げ阻止」に全力で立ち向かうことを決定した。

1月9日、反対同盟は降りしきる雨の中、部落の総有である東峰神社のしめ飾りを取り替え、市東さんの畑までの新春デモを敢行した。午後からは成田市内の店で、新年会を盛大に催し、市東さんの不退職の「農地死守」の闘いを支える全国の労働者・農民・市民の結集を訴えたのである。

市東さんの農地取上げは、米多国籍企業の農産物支配の先取りである。「農地は生命」「耕す者に権利あり」を掲げ、共に闘っていこう。(M)

◆◆ ユニオン東京合同のお知らせ ◆◆

さようなら原発講演会

「放射線健康被害のウソ・ICRP のまやかし」

■日時：1月14日（土）14時～

■場所：連合会館2階

（千代田区神田駿河台3-2-11）

■講演：西尾正道さん（北海道がんセンター名誉委員長）

■主催：さようなら原発1000万人アクション実行委）

■資料代：800円

秘密保護法、戦争法と一体、
話し合うことが罪になる

共謀罪の国会提出を許さない院内集会

■日時：1月20日（金）14時～16時

■場所：衆議院第二議員会館多目的会議室

■講師：海渡雄一さん（弁護士）

■主催：共同行動、「秘密保護法」廃止へ！実行委員会

■資料代・500円

「日の丸・君が代」強制・処分反対

10・23通達撤廃

2・5総決起集会

■日時：2月5日（日）13：30～

■場所：東京しごとセンター講堂（地下）

■講演：北村小夜さん（元教員）

■主催：都教委包・首都圏ネット

国鉄1047名解雇撤回！改憲と戦争の安倍政権を倒せ！

「働き方改革」一第2の国鉄分割・民営化との闘いを！

国鉄分割・民営化で不当解雇から30年

2・12国鉄集会

■月日：2月12日（日）

午後6時（5時30分開場）

■会場：すみだ産業会館8階サンライズホール

東京都墨田区江東橋3-9-10

（JR錦糸町駅前の丸井錦糸町店8階）

■主催：国鉄分割・民営化に反対し、

1047名解雇撤回闘争を支援する全国運動

組合活動日誌			
月	日	曜	活動内容
12	13	火	ブリタニカ分会会議
	15	木	ブリタニカ社前情宣
			阿佐ヶ谷市民講座「津久井やまゆり園」事件について
	23	金	ユニオン東京合同第16回定期大会
26	月	育成会分会都労委調査	
1	5	木	定期執行委員会
スケジュール			
月	日	曜	活動内容
1	14	土	さようなら原発講演会 14時～連合会館2F ★
	19	木	臨時執行委員会
	20	金	共謀罪の国会提出を許さない院内集会 14時～16時 ★
	25	水	育成会解雇無効裁判 弁論準備
	26	木	解雇自由化・8時間制解体を許さない！厚労省前抗議昼情宣 12:00～13:00
	30	月	三里塚耕作権裁判・デモ
2	5	日	「日の丸君が代」強制・処分反対2・5総決起集会 ★
	12	日	2・12国鉄集会 ★
	22	水	全日本育成会事件中労委命令取消訴訟控訴審 11:00～東京高裁第817法廷
3	5	日	第36回全国争議団交流会・交流集会 13:00～目黒中小企業センター

★印は左に詳細情報があります